

農研機構の果樹・イチゴ品種の国内における許諾管理方針

令和8年7月30日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

1. 目的・位置付け

我が国の優良品種が海外に流出し、その無秩序な生産・販売が拡大した結果、輸出等への悪影響が顕在化している。さらに近年は、オンライン取引の増加などにより種苗の流通ルートが多様化し、新たな流出リスクが懸念されている。

こうしたリスクに対し、令和7年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、優良品種の海外流出・無断栽培の抑止や国内管理の徹底が位置づけられたほか、同年7月に農林水産省において「優良品種の保護・活用に関する指針」（以下、指針という。）がとりまとめられ、「優良品種の保護・活用のあるべき姿」が提示されるとともに、公的機関等の育成者権者に対し、適正な品種管理の強化として、本指針を参考に、優良品種の管理・活用方針を策定することが求められている。

これらを踏まえ、農研機構の育成品種の種苗のうち、栄養繁殖性でブランド価値が高く、流出・侵害リスクの高い果樹及びイチゴについて、育成者権の適切な保護と国内農業者への安定供給・健全な普及との両立を図るため、国内における許諾管理方針を以下のとおり策定する。なお、その他の品目については、今後の海外流出や輸出の状況等を踏まえ、必要に応じて検討する。

2. 本方針の対象

本方針は、農研機構が単独育成した果樹及びイチゴの登録品種の、国内の種苗業者に対する利用許諾を対象とする。

なお、自家用の栽培向け増殖については、従来通り、農研機構が農業者に対して直接許諾を行うことから、本方針の対象外とする。

3. 基本的考え方

指針は、種苗を不特定多数に流通させることは海外への流出リスクを増大させるため、種苗の流通先を農業利用など政策目的に適った利用に限定した種苗管理を行うことを求めている。このため、新品種（令和8年度以降に新たに原種苗の提供が可能となるものをいう。以下同じ。）については、自ら収穫物の生産を行う者に限定して種苗の利用が行われるよう、種苗販売にあたっての要件等を新たに設けるものとする。

一方、既存品種（令和8年3月末時点で原種苗が提供できる状態にあったものをいう。以下同じ。）については、指針においても流通実態を踏まえて可能な範囲で対応することとさ

れていることを踏まえ、果樹の種苗に証紙を添付するなどの従来通りの許諾管理を原則としつつ、フリーマーケットサイトでの販売禁止等、流出・侵害防止上重要であって、かつ流通実態に照らして無理なく実施できる要件を新たに設けるものとする。

また指針は、許諾管理の実施にあたっては、各品種の栽培性・将来における国内外の市場性の評価をもとに、費用対効果を踏まえ、当該品種の位置づけに応じた許諾管理を行うことや、品種のライフサイクルに応じた許諾条件の見直しを求めている。このため、新品種については、各品種の栽培性・将来性に応じたレベル分けを行い、各レベルの流出・侵害リスクと費用対効果を踏まえた許諾条件を設定するとともに、品種の普及状況を踏まえた許諾条件の見直しを一定期間ごとに実施するものとする。

4. 国内における利用許諾の方針

(1) 許諾管理の実施体制

農研機構又はマスターライセンシー（サブライセンス付きの独占的な利用許諾を受けるライセンシーをいう。以下同じ。）は対象となる品種ごとの管理レベルに応じて（3）の利用許諾条件を遵守できる種苗業者と利用許諾契約を締結する。

なお、当該品種についてマスターライセンシーを設定しない場合には、農研機構が種苗業者と直接、利用許諾契約を締結する。

(2) 品種の流出・侵害リスクに応じた管理レベルの分類

以下の考え方により、A～Cの3段階のレベルに分類するものとする。

各品種のレベル設定は、少なくとも5年度程度を目途に、当該品種の普及状況等を踏まえ、見直しの要否を検討する。

①レベルA

我が国の農業産出額上重要な品目である、りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき、日本なし、イチゴの新品種であって、品種登録に向けた特性検定試験等の評価から、栽培性又は将来における国内外の市場性が特に高いと見込まれる新品種。

②レベルB

果樹・イチゴの新品種のうち、レベルAに該当しないもの

③レベルC

果樹・イチゴの既存品種

(3) 各レベルの利用許諾条件

①レベルA

ア) 利用許諾を受ける者の要件

＜マスターライセンシー＞

- ・国が認定した適格な育成者権管理機関であり、かつ、種苗業者に対する利用許諾条件の遵守確認を実施する管理体制を有していること。

＜利用許諾契約を締結する種苗業者＞

- ・果樹を取り扱う場合には、国が提供する「種苗管理プログラム」を受講済みであるか、又は受講を確約すること。

イ) 種苗業者に対する利用許諾条件

- ・農研機構又はマスターライセンシーに対して、利用状況・管理状況に係る定期的な報告（増殖本数、種苗購入者の情報等）、不定期の監査の受け入れ（園地立ち入りを含む）、侵害発生時の対応に協力すること。
- ・関係法令や契約事項の遵守に向けた従業員の指導・管理（種苗法に係る教育、種苗の持ち出し禁止等を定めた契約の締結等）を適切に行うこと
- ・果樹の種苗については、農研機構から正規に許諾したことを示す証紙を、個体ごとに貼付するとともに、購入者に対して証紙の保管を求めること。
- ・種苗の販売先を、収穫物を生産する者に限定し、購入者の特定や購入者からの同意書の取得ができない販売形態の量販店（実店舗、インターネットショップを問わない）に販売しないこと。
- ・種苗の流通・栽培状況の把握・管理を行うため、増殖本数や譲渡本数、種苗購入者の住所・氏名、果樹については植栽圃場の住所等の情報を管理し、農研機構又はマスターライセンシーに報告すること。
- ・種苗販売時に、種苗購入者から、不特定多数の者が出入り可能な園地で利用しないこと及び剪定枝の適切な処理を行うことや、第三者へ転売しない旨の同意書を取ることを。

②レベルB

ア) 許諾を受ける者の要件

＜マスターライセンシー＞

- ・種苗業者に対する利用許諾条件の遵守を確認できる管理体制を有すること。

イ) 種苗業者に対する利用許諾条件

- ・農研機構又はマスターライセンシーに対して、不定期の監査の受け入れ（園地立ち入りを含む）、侵害発生時の対応に協力すること。
- ・果樹の種苗については、農研機構から正規に許諾したことを示す証紙を、個体ごとに貼付するとともに、購入者に対して証紙の保管を求めること。

- ・ 種苗の販売先を、収穫物を生産する者に限定し、購入者の特定や購入者からの同意書の取得ができない販売形態の量販店（実店舗、インターネットショップを問わない）に販売しないこと。
- ・ 種苗販売時に、種苗購入者から、剪定枝の適切な処理を行うことや第三者へ転売しない旨の同意書を取ること。

③レベルC

ア) 許諾を受ける者の要件

＜マスターライセンシー＞

- ・ 種苗業者に対する利用許諾条件の遵守を確認できる管理体制を有すること。

イ) 種苗業者に対する利用許諾条件

- ・ 農研機構又はマスターライセンシーに対して、不定期の監査の受け入れ（園地立ち入りを含む）、侵害発生時の対応に協力すること。
- ・ 果樹の種苗については、これまでと同様、農研機構から正規に許諾したことを示す証紙を、個体ごとに貼付するとともに、購入者に対して証紙の保管を求めること。
- ・ フリーマーケットサイト等の販売元が特定できない業態で販売しないこと。
- ・ 果樹の種苗については、上記証紙等に種苗購入者の第三者への転売が禁止されていることを明示すること。

（４）違反があった場合の対応

許諾先に利用許諾契約の解除事由に相当する契約違反又は法令違反があった場合には、契約を解除するとともに、原則として翌年以降の利用許諾を行わない。

以上